

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

埼玉しんきん健康保険組合

最終更新日：令和6年01月25日

# 特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	50歳台から1人当り医療費が高くなり始める	➔ 高血圧、糖尿病の割合が高いので、特定健診及び特定保健指導を継続実施、強化する。
No.2	疾病分類別では、呼吸器系、新生物、内分泌栄養代謝疾患、循環器系の医療費が高くなっている。	➔ 呼吸器系：インフルエンザ予防接種補助金制度の継続。 新生物：腹部エコー、PSA（前立腺がん検査）、乳腺エコーの継続。 循環器系：脳ドック補助金制度の継続。
No.3	糖尿病の増加に歯止めがかからない。 内臓脂肪症候群該当者は緩やかな減少傾向。	➔ 特定健診及び特定保健指導を継続実施。 被扶養者の特定健診実施率の向上を図る。 特定保健指導予備軍に対し、埼玉連合会派遣保健師による保健指導を継続実施。
No.4	平成30年8月に80%を超えるが、その後は頭打ちでほぼ横ばい。	➔ 頭打ちだが確実に効果があるので継続実施。
No.5	インフルエンザ罹患患者数は激減したが、増加傾向がみえてくる。	➔ インフルエンザ予防接種補助金事業を継続実施。接種率を高める
No.6	死因1位は新生物。内訳は、胃がん、乳がん、子宮がん、膵臓がんと続く。	➔ 胃がん：胃部X線検査、腹部エコー検査の継続実施。 乳房：集団健診に乳腺エコー検査の追加を検討。 子宮がん：婦人科検診補助を継続実施。 呼吸器：胸部X線検査を継続実施。 PSA検査を継続実施。
No.7	本人の医療費は、ほぼ横ばい。 家族の医療費がR02以降急増している。	➔ 組合員に対して、医療費が増加し、組合の財政状況が極めて厳しい状態にある事実を理解してもらう。 ウォーキング事業をとおして、健康意識をもってもらう。

基本的な考え方（任意）
<p>平成20年度に特定健診・特定保健指導が導入されて15年が経過した。特定健診は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、特定保健指導を必要とする者を抽出するためのものである。特定保健指導は、特定健診の結果、対象者が健康状態を正しく理解し、生活習慣改善のための行動目標を自ら設定・実施できるようにすることを目的として支援するものである。</p> <p>当健康保険組合は、スタート以来、5年を1期として実施計画を策定し、実施率を向上させるべく取り組んできた。平成20年度において75%であった特定健診実施率は令和4年度では78%とやや増加。被扶養者の特定健診の実施率が上がらないことが大きな課題である。</p> <p>特定保健指導実施率は、平成28年度の23%をピークに減少傾向となり、コロナ禍においては7%と激減し、令和4年度は回復し17%となった。被扶養者は実施対象者数が少なく、対象者のほとんどが受診勧奨対象者であり、受診率の母数に受診勧奨対象者が含まれているので受診率を向上が困難である。</p> <p>第4期では、後期高齢者支援金の加算・減算も見直しされ、当健康保険組合は加算の対象となる可能性もあるので、これまで以上に事業主及び健診機関と連携して、特定健診・特定保健指導の実施率を向上を目指し、被扶養者に対しては特定健診の医療機関以外での受診の機会を広げ実施率を向上を目指し、ひいては生活習慣病患者の減少、医療費の削減へ繋げることを目指すものである。</p>

## 特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

<b>1 事業名</b>	特定健診（被保険者）日帰り人間ドック含む	対応する健康課題番号	No.2, No.3																																			
↓																																						
<b>事業の概要</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>事業主が行う定期健診と併せて実施。2年に1回人間ドックが受診可。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>事業主及び健診機関と連携して実施。</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者	方法	事業主が行う定期健診と併せて実施。2年に1回人間ドックが受診可。	体制	事業主及び健診機関と連携して実施。	<b>事業目標</b> 特定健診受診率を向上させ、生活習慣病患者数の減少につなげる。 併せて効果的ながん検診を実施し、早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡者を減少させる。																														
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者																																					
方法	事業主が行う定期健診と併せて実施。2年に1回人間ドックが受診可。																																					
体制	事業主及び健診機関と連携して実施。																																					
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者1人当り生活習慣病医療費</td> <td>21,000円</td> <td>20,500円</td> <td>20,200円</td> <td>20,000円</td> <td>19,800円</td> <td>19,700円</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率</td> <td>96%</td> <td>96%</td> <td>96%</td> <td>96%</td> <td>96%</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	アウトカム指標							被保険者1人当り生活習慣病医療費	21,000円	20,500円	20,200円	20,000円	19,800円	19,700円	アウトプット指標							特定健診受診率	96%	96%	96%	96%	96%	96%
評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																
アウトカム指標																																						
被保険者1人当り生活習慣病医療費	21,000円	20,500円	20,200円	20,000円	19,800円	19,700円																																
アウトプット指標																																						
特定健診受診率	96%	96%	96%	96%	96%	96%																																
<b>実施計画</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> </tr> <tr> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> <tr> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> </tr> </tbody> </table>		R6年度	R7年度	R8年度	継続実施	継続実施	継続実施	R9年度	R10年度	R11年度	継続実施	継続実施	継続実施																									
R6年度	R7年度	R8年度																																				
継続実施	継続実施	継続実施																																				
R9年度	R10年度	R11年度																																				
継続実施	継続実施	継続実施																																				

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号

No.1, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	被扶養者に受診券を送付し、集合契約(A、B)の医療機関で受診してもらう。 巡回健診を利用し、受診の機会を増やす。
体制	集合契約(A、B)の医療機関での受診。 巡回健診での受診。

事業目標

被扶養者の1人当り生活習慣病医療費を低減する。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標 被扶養者1人当り生活習慣病医療費	5,900円	5,600円	5,400円	5,300円	5,150円	5,000円
評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトプット指標 特定健診実施率	38%	40%	42%	44%	45%	46%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
集合契約(A、B)の医療機関、委託による巡回健診での受診。	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号

No.1, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	被保険者については、埼玉連合会と三者契約を結んだ業者に委託して実施。 被扶養者については、集合契約(A、B)や希望者は個別訪問により実施。
体制	被保険者については、事業主、委託業者と連携して実施。 被扶養者については、利用券を送付して医療機関で実施。

事業目標

内臓脂肪症候群該当者を減少させ、内臓脂肪症候群該当者割合を低下させる。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標 特定保健指導対象者数	150人	145人	140人	135人	130人	125人
評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトプット指標 特定保健指導実施率	18%	19%	20%	21%	22%	23%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
継続実施	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

4 事業名 派遣保健師による健康相談指導

対応する健康課題番号

No.1, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	35歳以上の将来的に特定保健指導が必要となる恐れがある者を対象に実施。
体制	健保連埼玉連合会所属の保健師による保健指導。

事業目標

内臓脂肪症候群該当者を減少させ、内臓脂肪症候群該当者割合を低下させる。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標 特定保健指導対象者数	150人	145人	140人	135人	130人	125人
評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトプット指標 実施率	93%	93%	93%	93%	93%	93%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
メタボ予備軍に対し、埼玉連合会保健師による生活習慣指導を行う。	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	876 / 1,102 = 79.5 %	853 / 1,065 = 80.1 %	830 / 1,028 = 80.7 %	807 / 991 = 81.4 %	783 / 954 = 82.1 %	759 / 917 = 82.8 %
		被保険者	756 / 788 = 95.9 %	737 / 768 = 96.0 %	718 / 748 = 96.0 %	699 / 728 = 96.0 %	680 / 708 = 96.0 %	660 / 688 = 95.9 %
		被扶養者 ※3	119 / 314 = 37.9 %	116 / 297 = 39.1 %	112 / 280 = 40.0 %	108 / 263 = 41.1 %	103 / 246 = 41.9 %	98 / 229 = 42.8 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	24 / 130 = 18.5 %	23 / 120 = 19.2 %	22 / 110 = 20.0 %	21 / 100 = 21.0 %	20 / 90 = 22.2 %	20 / 80 = 25.0 %
		動機付け支援	12 / 52 = 23.1 %	12 / 48 = 25.0 %	11 / 44 = 25.0 %	11 / 40 = 27.5 %	10 / 36 = 27.8 %	10 / 32 = 31.3 %
		積極的支援	12 / 78 = 15.4 %	11 / 72 = 15.3 %	11 / 66 = 16.7 %	10 / 60 = 16.7 %	10 / 54 = 18.5 %	10 / 48 = 20.8 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

#### 目標に対する考え方（任意）

令和10年度における特定健康診査の実施率を82.8%と設定する。  
令和10年度における特定保健指導の実施率を25.0%と設定する。

## 特定健康診査等の実施方法（任意）

### 1. 実施場所

#### 特定健診

- ①被保険者については、飯能信用金庫及び青木信用金庫が指定する会場、又は人間ドック契約医療機関にて実施する。
- ②被扶養者については、集合契約の検診機関、委託健診業者による巡回健診にて実施する。

#### 特定保健指導

- ①被保険者については、対象者中受診勧奨者を除くものに対して、飯能信用金庫及び青木信用金庫が指定する会場にて実施する。
- ②被扶養者については、集合契約の検診機関にて実施する

### 2. 実施項目

実施項目は、被保険者については、特定健診の実施に代え生活習慣病健診、人間ドックを実施し、被扶養者については「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。

### 3. 実施時期

#### 特定健診

- ①被保険者は毎年度9月に集団健診を実施、人間ドックは毎年度4～9月で実施。
- ②被扶養者の集合契約については毎年度9月末までとする。（受診券発行情報の登録は12月末） 委託健診業者による巡回健診については毎年度6～12月とする。

#### 特定保健指導

- ①被保険者は毎年度12月に実施
- ②特定保健指導は通年とする。（指導期間中は特定健診が受診できない旨説明する）

### 4. 外部委託の有無

#### （1）特定健診

当健保組合は、直営健診機関を持たないので、すべて外部機関への委託とする。

##### ・被保険者集団健診

日本健康増進財団、戸田中央総合健康管理センター

##### ・被保険者日帰り人間ドック

埼玉医科大学病院／人間ハート病院／アルシェクリニック／帯津三敬病院／所沢中央病院／さやま総合クリニック／戸田中央総合健康管理センター  
新町クリニック健康管理センター／大宮シティクリニック／指扇療養病院／圏央所沢病院／はなみずき小手指クリニック所沢健診プレイス  
豊岡第一病院／埼玉県済生会川口総合病院健診センター／飯能市東吾野医療介護センター／三井総合健診センター／TMGサテライトクリニック朝霞台  
岡村記念クリニック／ウニクス川越予防医療センタークリニック／ほうじゅ南浦和クリニック南浦和健診プレイス

##### ・被扶養者集合契約A B

##### 集合契約A Bの実施機関

##### ・委託健診業者による巡回健診

全国健康増進協議会（法研を経由した契約）

#### （2）特定保健指導

外部機関への委託とする。

被保険者：SOMPOヘルスサポート㈱（健保連埼玉連合会を含めた三者契約）

被扶養者：SOMPOヘルスサポート㈱（健保連埼玉連合会を含めた三者契約）、集合契約A Bの実施機関

### 5. 受診方法

#### ・被保険者集団健診

飯能信用金庫及び青木信用金庫が指定する会場で実施する場合は、指定された日時に受診するものとする。

#### ・被保険者日帰り人間ドック

契約医療機関に予約後、健保組合に申し込みを行い、人間ドック利用券の交付を受け、受診日にドック利用券と共に一部負担金を窓口へ提出し受診するものとする。

#### ・被扶養者集合契約A B

集合契約の検診機関の場合は、受診対象者に受診券を送付し、健診機関等に受診券、問診票及び被保険者証を提出し受診するものとする。

#### ・委託健診業者による巡回健診

健保組合からの案内申込書により全国健康増進協議会へ申込をし、受診するものとする。

#### ・被保険者特定保健指導

健保組合からの案内により飯能信用金庫及び青木信用金庫が指定する会場で実施。

#### ・被扶養者特定保健指導

対象者に通知と共に利用券を送付する。受診券・利用券を使用した場合の窓口負担は原則無料とする。

なお、規定の実施項目以外を希望し受診した場合はその費用は個人負担とする。

### 6. 周知・案内方法

周知は、各事業主宛通知するとともに当健保組合機関紙及びホームページ等に掲載する。

受診案内は該当被扶養者あての通知とともに受診券を直送する。

なお、希望者には健診機関リストを配付する。

### 7. 健診データの受領方法

健診のデータは、健診機関から電子データ等で受領する他、代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、紙データの場合は自組合で入力し、当組合で保管する。なお、受診者本人から受領する場合は、受診案内の中に結果送付についての案内を同封し対応する。

また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データ等で受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

### 8. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、基本的には受診勧奨者を除く対象者全員に特定保健指導を実施することとする。

### 9. 特定保健指導の実施方法

被保険者については、SOMPOヘルスサポート㈱の健康相談員（保健師・看護師・管理栄養士）が職場に訪問して健康診断の結果や生活習慣の状況を基に、専門的な立場から助言や相談を行い総合的な健康づくりに役立てることとする。

被扶養者については、集合契約ABの実施機関において、特定健診から継続しての実施を基本とするが、特定健診のみの実施機関も多く、希望者には、SOMPOヘルスサポート㈱の健康相談員が自宅に訪問して実施することとする。

### 10. 年間スケジュール

4月 当年度受診案内、受診券（被扶養者）の発送。健診開始。

5月 当年度分健診結果データの受取・決済。

6月 特定保健指導対象者の抽出（階層化）、利用券発行の開始、保健指導開始。

9月 前年度分指導結果データの受取・決済。集団健診の終了。

10月 前年度事業結果の検診・評価、翌年度概算予算の決定、前年度特定健診等結果の報告（支払基金）

12月 被保険者特定保健指導の実施。

1月 事業計画の策定。

2月 特定健診等実施計画の見直し。

3月 保健指導の継続実施と評価開始、受診券・利用券等の調達、受診券発行情報の登録、利用券発行情報の登録。

#### 個人情報の保護

当健保組合は、当健保組合の個人情報保護管理規定に則して特定健診・特定保健指導を通じて得た個人情報を取り扱う。健診データは当健保組合と事業主とで共有する。また、特定保健指導のため、特定保健指導委託先業者へも一部データを提供する。当健保組合、事業主、委託された健診機関及び保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

健診データの管理責任を有する者は、当健保組合 個人情報取扱責任者、事業所 個人データ管理責任者、委託先 個人情報管理部部長。  
外部委託については、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

#### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本実施計画は、当健康保険組合の公告、機関紙またはホームページにて公表・周知する。

#### その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当計画については、必要に応じ毎年評価を行い、必要がある場合は見直すこととする。